

令和2年3月12日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本吉郎

(公印省略)

令和2年度診療報酬改定の施行について

令和2年度診療報酬改定の概要につきましては、3月5日に開催した都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会においてご説明申し上げたところがあります。

改定率は厳しい国家財政の中、診療報酬プラス0.55%であります。今回は働き方改革への対応という大きなミッションのため、改定率のうちプラス0.08%（公費約126億円）と、加えて地域医療介護総合確保基金として公費約143億円がこの改革への特例的な対応として財源措置されました。

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、厚生労働省の説明会や集団指導が中止となり、通常の伝達ができません。厚生労働省から各地方厚生局に対して改定内容の円滑な周知依頼がされておりますが、例年に増して届出漏れや届出誤りが想定されますことから、施設基準の届出を4月20日までに延長するとともに、厚生労働省と審査支払機関に対しまして、最大限の柔軟な対応をしていただくよう強く要請したところがあります。現場で何か問題が発生しましたら、日本医師会までご一報いただきたくお願い申し上げます。

都道府県医師会におかれましては、このような厳しい状況の中ではありますが、それぞれの地域で説明会に替わる改定内容の周知にご尽力いただいておりますこと、感謝申し上げます。

一部に改定の施行を延期すべきとのご意見をいただいておりますが、今回は貴重なプラス改定であり、働き方改革は待ったなしの状況にあります。また、前回の同時改定による大幅な見直しを受け、既存項目がより活用されるような見直しをいたしましたことから、このまま4月から施行させていただきたく、ご理解のほど何卒よろしく願いいたします。